

岩手県告示第379号

令和2年5月12日付け岩手県報第11988号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和2年岩手県告示第311号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 陸前高田市広田町字小長洞80の1、字小屋敷78の1、78の2、字前花貝191の2、192の1、192の6、195の1から195の3まで
- (2) 所在が不明である通知の相手方 熊谷典子、小松二三夫、小松裕一、佐々木公子、砂田研一

2 通知の内容を掲示した場所 陸前高田市役所